

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程 改正案 新旧対照表

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>(紛失等への対応)</u></p> <p>第32条 <u>公文書室は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 公文書室は、前項に規定する場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 公文書室は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合は、これを公表するものとする。</u></p> <p>第33条及び第34条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和3年●月●日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第32条及び第33条 (略)</p> <p>(略)</p>